県営（有）林事業仕様書

Ⅰ　総則

1　適用範囲

（１）本仕様書は、滋賀県が発注する県営（有）林事業に係る委託契約書および設計図書の実施方法等について、受託者が遵守すべき標準的な事項について示すものである。

（２）本仕様書に記載のない事項については、特記仕様書で示すこととし、本仕様書に優先するものとする。

（３）本仕様書または特記仕様書に定めのないもの、またはこれによりがたいときは監督員の指示を受けるものとする。

2　一般的事項

受託者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）監督員の指示がある場合は、実施区域面積について出来形測量を行なわなければならない。この時、設計図書または特記仕様書等に示す面積と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。

（２）事業の施行にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。

（３）仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置するとともに、労働安全衛生法ならびに労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、必要な資格、免許を有する者に作業をさせるほか､作業員に必要となる安全教育を行わなくてはならない。

（４）作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。

ア　斜面での落下等の防止のための固定

イ　川、沢筋等への流入防止

ウ　完全な伐倒処理（かかり木状態にならないこと）

（５）事業実施のため､一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。

（６）火気の取扱いには常に注意し、火災を起こさないようにしなければならない。

（７）事業完了時には、資材、ごみ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。

（８）事業の実施に際しては、監督員が指示する書類を作成しなければならない。

（９）作業等の実施前、実施中及び完成の状況が明らかに確認できる状況写真を整備しなければならない。

Ⅱ　作業

3　間伐

（１）保育間伐（搬出を伴わない間伐）

ア　保育間伐対象木の選木は、残存木の配置状況や形質の向上を配慮しつつ、以下により行うこととする。

１　被圧木等の劣勢木、病虫獣害の被害木、分岐木および曲がり木等を主体に選木すること。また、選木にあたっては、一律の伐採率で行うのではなく、間伐後の成立密度が一定となるよう選木すること。

２　１の選木結果により、残存させる育成目的樹種の間隔が著しく広くなってしまう場合は、その箇所については劣勢木であっても最小限残存させることとする。

３　有用天然木等は、育成目的樹種の生育に支障がないと見込める場合には可能な限り残存させること。

４　枯死木は間伐実績の対象としない。

イ　伐倒にあたっては、残存木を損傷しないように、またかかり木を生じないようにていねいに行うこと。必要に応じて後続作業の支障にならないように玉切り・枝払いを行うこと。

ウ　歩道および作業道等の付近においては、通行や利用の支障にならないように伐採方向に配慮するとともに伐倒木は片付けておくこと。

エ　伐倒木は、区域外に流出等することがないように整理すること。

オ　伐採本数の出来型管理については、「一般土木工事等施工管理基準」（平成 16 年 12 月滋賀県）の本数調整伐に準じプロット調査もしくは全数管理によることとし、これによりがたい場合は監督員との協議により決定すること。なお、伐採本数について、全数管理による場合は、監督員と協議の上変更契約の対象とすることができる。

4　環境負荷の低減対策

環境負荷の低減に取り組み、事業完了時に「みどりチェック」チェックシート（別紙２）を提出すること。

5　作業の安全対策

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）を遵守して事業完了時に安全チェックシート（別紙３）を提出すること。

様式６（第５の２の（８）関係）　　別紙２

「みどりチェック」チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者　役職・氏名	
業種 （〇を付ける。複数選択可）	素材生産／造林・保育／その他（　　）
記入日	令和　　年　　月　　日

・交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。
・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書を御覧ください。

解説書

具体的な事項		チェック欄
1	**適切な薬剤等の使用**	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	**エネルギーの節減**	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	**害虫の発生防止**	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	**廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分**	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	**生物多様性への悪影響の防止**	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	**環境関係法令の遵守等**	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

5-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

別紙３

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
安全チェックシート

事業者名	滋賀県
記入者　役職･氏名	
業種 （〇を付ける。複数選択可）	素材生産／造林･保育／その他（　　）
雇用労働者の有無	有　／　無
記入日	令和　　年　　月　　日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		〇:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修･教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知･徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
具体的な事項		〇:実施

		×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		○:実施

		×：実施していない △：今後、実施予定 ー：該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ･ハット事例を積極的に収集･分析･共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護･搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

「農林水産省が定めた規範を一部編集しています。」